

国民年金からのお知らせ

これから国民年金を

受けようとしている60歳以上65歳未満の方へ

あなたも国民年金を増やしませんか？

国民年金の老齢基礎年金額は、満額で792、100円(平成19年度)ですが、これを受け取るためには、20歳から60歳までの40年間(480月)の国民年金保険料を完納しなければなりません。

昭和61年3月以前のサラリーマン世帯の専業主婦や平成3年3月以前の学生については、国民年金へ加入するかどうかは、ご本人の意思で決められていました。国民年金に加入していなかった期間や、やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間は、それに応じて年金額も少なくなります。

このため、国民年金には、ご本人の申し出により『60歳～65歳未満』の5年間、保険料を納めることで65歳から受け取れる老齢基礎年金を増やすことができます「任意加入制度」があります。

任意加入の対象者は？

(老齢基礎年金を増やしたい方など)

次の①～③のすべての条件を満たす方が「任意加入」の対象者となります。

- ①国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- ③20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480月未満の方

毎月の保険料はいくら？

平成19年度の国民年金の保険料は、月額14、100円です。保険料の前払いにより割引される前納制度や口座

振替による早割制度もあります。

任意加入のメリットは？

◆メリット1

老齢基礎年金は、年金保険料の納付月数に応じて支給される仕組みになっています。このため、国民年金への任意加入により、納付月数が多くなればなるほど65歳からの年金も多く受けられます。詳しくは、下表の『国民年金任意加入の保険料納付額及び年金増加額表』を参照してください。

◆メリット2

任意加入で納める保険料の総額と、

国民年金任意加入の保険料納付額
及び年金増加額表(19年度ベース)

(単位：円)

加入月数	保険料納付額	年金増加額
1	14,100	1,700
6	84,600	9,900
12	169,200	19,800
18	253,800	29,700
24	338,400	39,600
36	507,600	59,400
48	676,800	79,200
60	846,000	99,000

これに見合う年金の受け取りに必要な期間は、65歳から年金を受け取った場合、任意加入期間の長短には関係なく、一律に73・6歳(平成19年度ベース)です。これよりも長生きすればするほど、生涯の受け取る年金額も多くなります。

例えば、平成19年4月に任意加入し、

加入年数を5年間と仮定した場合の保険料納付額と年金増加額は、次のとおりです。

5年間の保険料納付額(総額)

879、600円

(毎年3、360円増額)

受け取る年金の増加額(年額)

99、000円

65歳から年金を受け取り、平均寿命(厚生労働省が公表した「平成17年簡易生命表」)まで長生きされた場合の年金の増加額は、次のとおりです。

男性(平均寿命78・5歳)

99、000円×13・5年

＝約134万円

女性(平均寿命85・5歳)

99、000円×20・5年

＝約203万円

このように、国民年金の任意加入制度は、我が国の長寿化社会への適応と、より豊かな老後を過ごすうえでも有効な制度といえます。

メリット3

国民年金への任意加入は、老後の生活を支える老齢基礎年金の増額だけではなく、20歳以上60歳未満の第1号被保険者と同様、一定の要件を満たせば障害基礎年金や遺族基礎年金も受け取れます。

メリット4

任意加入で納められた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、節税につながります。

任意加入の手続きは、

どうで行えばいいの？

国民年金への任意加入は、国民年金担当窓口へ、加入申出書(国民年金被保険者資格取得届(申出)書)に年金手帳を添えて提出してください。

問合先 社会保険事務局 大月事務所

☎(22)5837

市民生活課 国民年金担当